

改正後	改正前
別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 6 日揭示済み)

草津市消防団員の分限処分および懲戒処分の審査に関する規程をここに公表する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 4 号

草津市消防団員の分限および懲戒の処
分の審査に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、草津市消防団条例（昭和 3 8 年草津市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）第 8 条および第 9 条の規定に基づく、草津市消防団員（以下「団員」という。）の分限および懲戒の処分について、その基準および審査等に関する事項を定め、もってこれら処分の公正を確保することを目的とする。

(分限処分の基準等)

第 2 条 任命権者は、団員が条例第 8 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合においては、草津市消防団の運営に与える影響、日頃の勤務態度等を総合的に考慮し、別表 1 に規定する適用基準に従い、当該団員に対し処分を行うものとする。

2 この規程において、分限処分の軽重は、草津市消防団の組織に関する規則（昭和 4 1 年草津市規則第 1 号）第 3 条に規定する班長以上の階級に属する者にあつては、降任、免職の順序によるものとし、それ以外の団員にあつては免職とする。

(懲戒処分の基準等)

第 3 条 任命権者は、団員が条例第 9 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合においては、当該行為の態様および結果、故意または過失の程度、公務内外に与える影響、当該団員の職責、過去の

非違行為の状況、日頃の勤務態度等を総合的に考慮し、別表 2 に規定する非違行為の種類に応じ同表に掲げる懲戒処分の基準に従い、当該団員に対し処分を行うものとする。

2 この規程において、懲戒処分の軽重は、戒告、停職、免職の順序による。

(非違行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第 4 条 任命権者は、団員が別表 2 に掲げる非違行為に該当する異なった行為を複数行ったときは、当該非違行為に応じた同表に掲げる懲戒処分のうち、最も重い処分を行うものとする。

(情状等による加重)

第 5 条 任命権者は、前 2 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より、重い懲戒処分を行うことができる。

(1) 団員の非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質であるとき、または非違行為の結果が極めて重大であるとき。

(2) 団員の非違行為の公務内外におよぼす影響が特に大きいとき。

(3) 団員の非違行為が故意または重大な過失によるものと認められるとき。

(4) 団員が管理または監督の地位にあるなど職責の度合いが特に重いとき。

(5) 団員が非違行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき懲戒処分を行うときは、別表 2 に掲げる非違行為の種類に応じ、同表に掲げる懲戒処分が戒告の場合にあつては停職、停職の場合にあつては免職とする。

(情状等による軽減)

第6条 任命権者は、第3条または第4条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことができる懲戒処分より、軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 団員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対するその後の対応に誠意があると認められるとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

2 前項の規定に基づき懲戒処分を行うときは、別表2に掲げる非違行為の種類に応じ、同表に掲げる懲戒処分が免職の場合にあつては停職、停職の場合にあつては戒告とする。

(分限処分および懲戒処分としない場合の取扱い)

第7条 任命権者は、団員が別表1の適用条項に該当する場合であつて、当該団員の情状等に照らし、分限処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき、または団員の行為が別表2に掲げる非違行為の種類に該当する場合であつて、当該団員が行った当該非違行為の態様等に照らし、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、それぞれ分限処分および懲戒処分を行わないことができる。

(別表2に掲げられていない行為の取扱い)

第8条 任命権者は、団員の行為が非違行為に該当する場合であつて、別表2に掲げる非違行為の種類に該当しないときは、当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて当該非違行為に応じた懲戒処分を行うものとする。

(分限懲戒審査委員会)

第9条 草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱(令和8年草津市告示第130号)第1条に規定する草津市消防団員分限懲戒審査委員会および草津市消防団長分限懲戒審査委員会設置要綱(令和8年草津市告示第130号)第1条に規定する草津市消防団長分限懲戒審査委員会は、分限処分および懲戒処分の対象となるべき事由の存否等について調査し、処分の可否および内容について審査を行うにあつては、この規程に定める基準に従うものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表1

1 基本団員および外国人支援団員

適用条項	適用基準	分限処分
勤務実績が良くない場合	2年間連続して有償の消防団活動への参加が年間5日以下である場合	班長以上の階級にあつては降任または免職、団員の階級にあつては免職
	3年間以上連続して有償の消防団活動への参加が年間5日以下である場合	免職
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合	医師の診断書により、現在の階級の職務が全うできないと認められるとき	班長以上の階級にあつては降任または免職、団員の階級にあつては免職
	医師の診断書により、消防団活動が全うできないと認められるとき	免職
団員に必要な適格性を欠く場合	上位の階級の者の指示に対して適切な行動を取れないことが常にある場合	降任、免職
	活動中の集中力を常時欠いているなど、活動において身体的な危険を生じる可能性が常にある場合	降任、免職
	団運営や各分団の活動に具体的な支障を与える行動が常にある場合	降任、免職
職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合	職制もしくは定数の改廃、予算の減少により廃職が生じた場合	班長以上の階級にあつては降任または免職、団員の階級にあつては免職
	定数に過員が生じた場合(定数の改廃を含む)	免職

2 災害時支援団員

適用条項	適用基準	分限処分
勤務実績が良くない場合	2年連続して有償の消防団活動への参加が全くない、または年間2	免職

	日以下の場合	
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合	医師の診断書により、消防団活動が全うできないと認められるとき	免職
団員に必要な適格性を欠く場合	上位の階級の者の指示に対して適切な行動を取れないことが常にある場合	免職
	活動中の集中力を常時欠いているなど、活動において身体的な危険を生じる可能性が常にある場合	免職
	団運営や各分団の活動に具体的な支障を与える行動が常にある場合	免職
職制もしくは定数の改廃、予算の減少により廃職が生じた場合	職制もしくは定数の改廃、予算の減少により廃職が生じた場合	免職
または予算の減少により廃職または過員を生じた場合	定数に過員が生じた場合（定数の改廃を含む）	免職

別表 2

非違行為の種類			懲戒処分
団務服務違反関係	団務違反	法令等または上司の職務上の命令に違反をした場合	戒告
	個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でプライバシーが記録された文書等を収集した場合	戒告
	消防団活動不良	消防団活動中に現場を離脱して団務を怠り、公務の運営に支	戒告、 停職

		障を生じさせた場合	
	政治活動	消防団または消防団員の名義をもって特定の政党、結社もしくは政治団体を支持し、反対し、またはこれに加担した場合	戒告、 停職
	寄附金、 営利行為 等	消防団または消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、または不当な営利行為をなした場合	戒告、 停職
	ハラスメント行為	セクシュアル・ハラスメントまたはパワー・ハラスメントにより職務環境を悪化させた場合	戒告、 停職、 免職
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、 免職
公金公用物等 取扱関係	紛失	過失により公金または公用物を紛失した場合	戒告、 停職
	盗難被害	過失により公金または公用物の盗難に遭った場合	戒告、 停職
	公用物損壊	過失により公用物を損壊した場合	戒告、 停職
	出火、爆発	過失により職場において公用物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告、 停職
	諸報酬の不適正受給	故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして報酬等を不正に受給した場合	戒告、 停職、 免職
	公金公用物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金または公用物の不適正な処理をした場合	戒告、 停職、 免職
	窃取	公金または公用物を窃取した場合	免職
	横領	公金または公用物を	免職

公務外 非行行為		横領した場合		監督責任関係	指導監督不適正	部下団員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としても指導監督に適正を欠いていた場合	戒告
	条例違反	滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和38年滋賀県条例第36号）その他これに準ずる条例に違反した場合	戒告、 停職、 免職		非行の隠ぺい、黙認	部下団員の非違行為を認識していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合	停職
	酩酊による粗野な言動	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をした場合	戒告	交通事故・交通法規違反関係	飲酒運転関係	飲酒運転をした場合	原則として免職
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	戒告			飲酒運転で人身事故もしくは物損事故を起こした場合	免職
	暴行	人に暴行を加えた団員が人を傷害するに至らなかった場合	戒告			飲酒運転となることを知りながら、運転者に飲酒を勧め、または飲酒運転の車に同乗した場合	停職、 免職
	違法賭博	違法賭博をした場合	戒告		飲酒運転以外での交通事故等	交通事故により人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた場合	停職、 免職 ただし、事故後の救護を怠る等の措置義務に違反した場合は免職
		常習として違法賭博をした場合	停職			交通事故により人に傷害を負わせた場合	戒告 ただし、事故後の救護を怠る等の措置義務に違反した場合は停職
	傷害	人の身体を傷害した場合	停職			他人の物を損壊し、	停職
	痴漢行為	痴漢行為をした場合	停職				
	淫行	青少年に対して淫行またはわいせつな行為をした場合	停職、 免職				
	横領	自己の占有する他人の物（公金および公用物を除く。）を横領した場合	停職、 免職				
	詐欺、恐喝	人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させた場合	停職、 免職				
	窃盗、強盗	他人の財物を窃取した場合	停職、 免職				
		暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職				
	麻薬、覚せい剤等の所持または使用	麻薬、覚せい剤等を所持または使用した場合	免職				
	放火	放火をした場合	免職				
	殺人	人を殺した場合	免職				

		事故後の危険を防止 する等の必要な措置 または警察官への報 告を怠った場合	
		著しい速度超過、無 免許運転等の悪質な 交通法規違反をした 場合	戒告、 停職

※飲酒運転とは、酒酔い運転および酒気帯び運転をいう。

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 0 日揭示済み)

草津市消防団員被服貸与規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 5 号

草津市消防団員被服貸与規程の一部を改正する訓令

草津市消防団員被服貸与規程（平成元年草津市訓令第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規程は、<u>草津市消防団条例（昭和 3 8 年草津市条例第 1 6 号）第 1 3 条</u>の規定に基づき、草津市消防団員（以下「消防団員」という。）の<u>被服</u>の貸与について必要な事項を定めるものとする。 (貸与品目、数量および期間) 第 2 条 消防団員に貸与する<u>被服</u>の品目、数量および貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、市長は、貸与期間を変更することができる。 2 貸与期間は、貸与した月から起算する。ただし、新品でない<u>被服</u>については、既に他の者が貸与を受けた期間を除くものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、<u>草津市消防団員の服制に関する規則（昭和 4 3 年草津市規則第 2 1 号）第 3 条</u>の規定に基づき、草津市消防団員（以下「消防団員」という。）の<u>被服および貸与品（以下「被服等」という。）</u>の貸与について必要な事項を定めるものとする。 (貸与品目、数量および期間) 第 2 条 消防団員に貸与する<u>被服等</u>の品目、数量および貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、市長は、貸与期間を変更することができる。 2 貸与期間は、貸与した月から起算する。ただし、新品でない<u>被服等</u>については、既に他の者が貸与を受けた期間を除くものとする。

改正後	改正前
(<u>服装品</u>の着用および保管義務) 第3条 貸与された<u>服装品</u>（以下本則において「<u>貸与服装品</u>」という。）は、職務中着用するものとし、常に善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。 2 <u>貸与服装品</u>をみだりに改造し、他人に貸与し、または入質等をしてはならない。 3 <u>貸与服装品</u>の補修、洗濯その他保管に必要な費用は、被貸与者の負担とする。 4 <u>貸与服装品</u>を故意または過失によつて亡失し、またはき損したときは、その損害を賠償し、再貸与を受けるものとする。 (返納義務) 第4条 <u>貸与服装品</u>は、退職し、もしくは死亡したときまたは同一の被服を貸与されない階級に異動したときは、これを返納しなければならない。ただし、伝染病疾患等によつて死亡し、または退職し、市長が特に返納の必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 貸与期間が満了した<u>貸与服装品</u>については、ゴム長靴、黒短靴および手袋を除き、原則として返納するものとする。ただし、市長が特に返納の必要がないと認めたときは、この限りでない。 第5条～第6条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 2 この訓令の施行日前に貸与された<u>服装品</u>については、この訓令の規定により貸与された<u>服装品</u>とみなす。 別表（第2条関係） 《現行どおり》 別記様式（第5条関係） 《現行どおり》	(<u>被服等</u>の着用および保管義務) 第3条 貸与された<u>被服等</u>（以下本則において「<u>貸与被服等</u>」という。）は、職務中着用するものとし、常に善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。 2 <u>貸与被服等</u>をみだりに改造し、他人に貸与し、または入質等をしてはならない。 3 <u>貸与被服等</u>の補修、洗濯その他保管に必要な費用は、被貸与者の負担とする。 4 <u>貸与被服等</u>を故意または過失によつて亡失し、またはき損したときは、その損害を賠償し、再貸与を受けるものとする。 (返納義務) 第4条 <u>貸与被服等</u>は、退職し、もしくは死亡したときまたは同一の被服を貸与されない階級に異動したときは、これを返納しなければならない。ただし、伝染病疾患等によつて死亡し、または退職し、市長が特に返納の必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 貸与期間が満了した<u>貸与被服等</u>については、ゴム長靴、黒短靴および手袋を除き、原則として返納するものとする。ただし、市長が特に返納の必要がないと認めたときは、この限りでない。 第5条～第6条 《省略》 付 則 1 《省略》 2 この訓令の施行日前に貸与された<u>被服等</u>については、この訓令の規定により貸与された<u>被服等</u>とみなす。 別表（第2条関係） 《省略》 別記様式（第5条関係） 《省略》

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市市政情報管理規程等の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 6 号

草津市市政情報管理規程等の一部を改正する訓令

(草津市市政情報管理規程の一部改正)

第 1 条 草津市市政情報管理規程（平成 2 5 年草津市訓令第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (定義) 第 2 条 この訓令の適用については、室、館および所は各部の課と、室、館および所の長、 <u>参事および統括研究員</u> は各部の課長とみなす。 2 《現行どおり》 第 3 条～第 1 7 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (定義) 第 2 条 この訓令の適用については、室、館および所は各部の課と、室、館および所の長、 <u>参事、統括研究員およびチーフディレクター</u> は各部の課長とみなす。 2 《省略》 第 3 条～第 1 7 条 《省略》

(草津市文書規程の一部改正)

第 2 条 草津市文書規程（昭和 6 1 年草津市訓令第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (定義) 第 2 条 この訓令の適用については、室、館および所は各部の課と、室、館および所の長、 <u>参事および統括研究員</u> は各部の課長とみなす。 2 《現行どおり》 第 3 条～第 2 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 1 0 号 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (定義) 第 2 条 この訓令の適用については、室、館および所は各部の課と、室、館および所の長、 <u>参事、統括研究員およびチーフディレクター</u> は各部の課長とみなす。 2 《省略》 第 3 条～第 2 7 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 1 0 号 《省略》

(草津市公金管理委員会規程の一部改正)

第 3 条 草津市公金管理委員会規程（平成 1 4 年草津市訓令第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (委員) 第 3 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 上下水道部 <u>長</u> (4) 《現行どおり》 第 4 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (委員) 第 3 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 上下水道部 <u>専門理事（上下水道総務担当）</u> (4) 《省略》 第 4 条～第 8 条 《省略》

(草津市緑化推進連絡協議会規程の一部改正)

第 4 条 草津市緑化推進連絡協議会規程（昭和 5 8 年草津市訓令第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (構成) 第4条 《現行どおり》 2 会長は、建設部理事（河川・公園緑地担当）をもつてこれに充てる。 3～4 《現行どおり》 第5条～第8条 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》 (構成) 第4条 《省略》 2 会長は、建設部 専門 理事（河川・公園緑地担当）をもつてこれに充てる。 3～4 《省略》 第5条～第8条 《省略》

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済み)

告 示

草津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月16日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階
- (2) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- (3) 名 称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (4) 名 称 株式会社さとふる
所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F
- (5) 名 称 株式会社アイモバイル
所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- (6) 名 称 P a y P a y 株式会社

- | | |
|----------|------------------------------|
| 所在地 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 |
| (7) 名 称 | 楽天グループ株式会社 |
| 所在地 | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス |
| (8) 名 称 | 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー |
| 所在地 | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 |
| (9) 名 称 | 株式会社近鉄百貨店 |
| 所在地 | 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 |
| (10) 名 称 | アマゾンジャパン合同会社 |
| 所在地 | 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 |

2 指定納付受託者に納付させる歳入

草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年3月16日揭示済み)

草津市告示第79号

草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、昨今の物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように、市内で子育て世帯訪問支援事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 1 9 項の子育て世帯訪問支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業者に対し、予算の範囲内において草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 4 8 1 号）および草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）、草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 5 7 号）、草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱（平成 2 8 年草津市告示第 1 1 4 号）、草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 2 1 9 号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱第 2 条、草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱第 2 条または草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱第 2 条の委託事業者とする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金所要額調書（別記様式第 1 号）
- (2) 物品の購入等に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第 1 3 条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第 6 条に規定する通知により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第 1 4 条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。
(関係書類の保管等)

第 6 条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 7 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 1 9 日から施行し、令

和7年10月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助要件および補助対象経費	補助基準額
子育て世帯訪問支援事業の実施にあたり、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費。ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に納品が完了しているものに限る。	1 か所あたり 年額25,000円

別記

様式第1号（第5条第1項第1号関係）

草津市子育て世帯訪問支援事業等における事業継続支援事業費補助金所要額調書

事業所名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 ⑥

草津市子育て世帯訪問支援事業等における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市子育て世帯訪問支援事業等における事業継続支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額 円

2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和8年3月19日揭示済み)

草津市告示第 8 1 号

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱（平成 2 0 年草津市告示第 1 6 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条第 3 号から第 5 号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《現行どおり》 別表 1～別表 2 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 1 条 《省略》 付 則 1 《省略》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条第 3 号から第 5 号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《省略》 別表 1～別表 2 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 2 3 日掲示済み）

草津市告示第 8 2 号

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱（平成 3 0 年草津市告示第 2 6 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 付 則	第 1 条～第 1 1 条 《省略》 付 則

改正後	改正前
1 《現行どおり》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《現行どおり》 別表1～別表2 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第4号 《現行どおり》	1 《省略》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《省略》 別表1～別表2 《省略》 別記様式第1号～別記様式第4号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(令和8年3月23日揭示済み)

草津市告示第83号

草津市多機関協働事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市多機関協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、包括的な支援体制の整備を促進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4に定める重層的支援体制整備事業のうち同条第2項第5号および第6号の規定に基づく多機関協働事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者は、原則として、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えていることにより、既存制度では対応できない支援ニーズや単独の支援関係機関では対応できない支援ニーズを有した、市内に居住する者およびその世帯（以下「事業対象者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業対象者の支援に係る支援関係機関等からの相談受付
- (2) 前号の支援に係る役割分担および方向性の整理ならびに支援プランの策定
- (3) 地域に不足する社会資源の開発に向けた取組の促進
- (4) 支援関係機関等の連携の円滑化を図るための取組の促進
(会議体の設置)

第5条 事業を推進するため、次の会議体（以下「会議」という。）を設置する。

- (1) コーディネート会議
- (2) 連携推進ネットワーク会議
(コーディネート会議)

第6条 コーディネート会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対する支援を図るために必要な情報の交換および必要な支援体制に関する検討
- (2) 支援プランの作成および支援プランの適切性の判断ならびに支援プランに基づく支援の終了時の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (4) その他必要と認める事項
(連携推進ネットワーク会議)

第7条 連携推進ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 複雑化・複合化する課題にも対応する分野横断的で包括的な支援体制の整備に関する検討

(2) その他必要と認める事項
(組織)

第8条 会議は、別表に掲げる関係機関に属する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 会議に総括者を置き、健康福祉部人とからしのサポートセンター所長をもって充てる。

3 総括者は、会務を総理し、会議を代表する。

4 総括者に事故があるとき、または総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第9条 会議は、総括者が構成員のうちから議題に関係のある者を選定して招集する。

2 総括者は、必要に応じ構成員以外の者に会議の出席を求めることができる。

3 総括者は、会議の開催に当たり必要と認めるときは、構成員に対象者に関する資料または情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 会議および会議の資料は非公開とする。

(法に基づく支援会議)

第10条 会議は、法第106条の6第2項に規定する情報の交換および検討を行う場合、同条第1項に規定する支援会議に該当するものとする。

2 法第106条の6第6項の規定により、前項に規定する会議の事務に従事する者または従事していた者および会議に出席した者は、正当な理由なく会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援会議)

第11条 会議は、当該会議において重層的支援体制整備事業実施要綱(令和7年10月29日付け社援発1029第2号・障発1029第3号・老発1029第1号・こ成環第696号・こ支虐第429号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知。以下「国要綱」という。)別添5の1(3)のキ(イ)に規定するプラン作成、プランの適切性の判断等を行う場合、国要綱別添5の1(3)のキに規定する重層的支援会議に該当するものとする。

(庶務)

第12条 会議の庶務は、健康福祉部人とからしのサポートセンター(第8条第4項の規定により総括者

の職務を構成員に代理させた場合は、当該構成員の属する市の所属または機関もしくは団体)において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(草津市コーディネート会議設置要綱の廃止)

2 草津市コーディネート会議設置要綱(令和5年草津市告示第160号)は、廃止する。

別表(第8条第1項関係)

草津市総合政策部人権政策課
草津市総合政策部人権センター
草津市総合政策部男女共同参画センター
草津市まちづくり協働部まちづくり協働課
草津市まちづくり協働部生活安心課
草津市総務部税務課
草津市総務部納税課
草津市健康福祉部生活支援課
草津市健康福祉部人とからしのサポートセンター
草津市健康福祉部障害福祉課
草津市健康福祉部健康増進課
草津市健康福祉部長寿いきがい課
草津市健康福祉部介護保険課
草津市健康福祉部保険年金課
草津市健康福祉部健康福祉政策課
草津市こども若者部こども若者政策課
草津市こども若者部こども家庭若者課
草津市こども若者部こども家庭若者課(少年センター・あすくる草津)
草津市こども若者部家庭児童相談室
草津市こども若者部発達支援センター
草津市こども若者部子育て相談センター
草津市こども若者部幼児課
草津市環境経済部商工観光労政課
草津市都市計画部建築政策課
草津市建設部市営住宅課
草津市上下水道部上下水道総務課
草津市教育委員会学校教育課
草津市教育委員会児童生徒支援課
草津市教育委員会教育研究所
社会福祉法人草津市社会福祉協議会

草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就
 労準備支援事業受託事業者
 草津市参加支援事業受託事業者
 草津市アウトリーチ支援事業受託事業者
 滋賀県南部県税事務所
 滋賀県地域若者サポートステーション
 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
 草津公共職業安定所
 特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議
 会（生きづらさを抱える人のサロン事業者）

（令和8年3月23日揭示済み）

草津市告示第84号

草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成24年草津市告示第257号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 （画像の保管および閲覧） 第9条 《現行どおり》 （1） 《現行どおり》 （2） 画像は、管理責任者が <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u> で保管するものとする。 （3） 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は <u>電磁的記録媒体</u> の上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の規定により録画した画像については、保存期間を延長することができる。 （5）～（6） 《現行どおり》 第10条～第12条 《現行どおり》 別表（第3条、第6条関係） 《現行どおり》	第1条～第8条 《省略》 （画像の保管および閲覧） 第9条 《省略》 （1） 《省略》 （2） 画像は、管理責任者が <u>画像サーバのハードディスク</u> で保管するものとする。 （3） 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は <u>ハードディスク</u> の上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の規定により録画した画像については、保存期間を延長することができる。 （5）～（6） 《省略》 第10条～第12条 《省略》 別表（第3条、第6条関係） 《省略》